

子どもの権利条約



イラスト/土田義晴

【目次】

〈小特集①〉

動き始めた子どもの権利条例づくり… 1～3
「子どもの人権」ネットワーク
山梨発足 …… 3

〈小特集②〉

10万人を越えた不登校を考える… 4～5
教育改革の動向と子どもの権利 …… 6
子どものことは
子どもの目線に立って …… 6
子どもの参画を考える
討論会に参加して …… 7
検証子どもの権利条約⑩ …… 8

【小特集①】

動き始めた 子どもの権利条例づくり

—子どもの権利擁護・救済のしくみを考える—

子どもの権利条約ネットワーク

学習講座——第二期

子どもの権利条約ネットワーク学習講座第二期が始まった。第一回は十月三日（土）、国立オリンピックピック青少年総合センターにて開催され、会員はもちろんのこと、新聞等を見て来場した一般参加者、報道関係者など約四十人が集まった。現在、神戸事件やナイフ事件を背景に「少年法」改正の議論や、十万人を超えた不登校の問題など、子どもを取り巻く問題が、社会的に注目されている。そのような状況下で、今年五月には国連「子どもの権利委員会」が日本の子どもの現状について審査し、いじめ・体罰問題、子どもの性的搾取などへの勧告を含んだ「総括所見」を出した。そこで第二期は、「日本に対する子どもの権利委員会の総括所見をいかす」を共通テーマに全八回の学習講座を行う予定である。

第一回は、地方自治体ですむ子どもの権利に関する「条例」づくりから、子ども・市民にとって必要な子どもの権利擁護・救済のしくみを考えることをテーマに、三つの自治体の関係者にその取り組みの様子を報告していただいた。

市民参加による 総合条例づくり

小宮山 健治さん

(川崎市教育委員会)

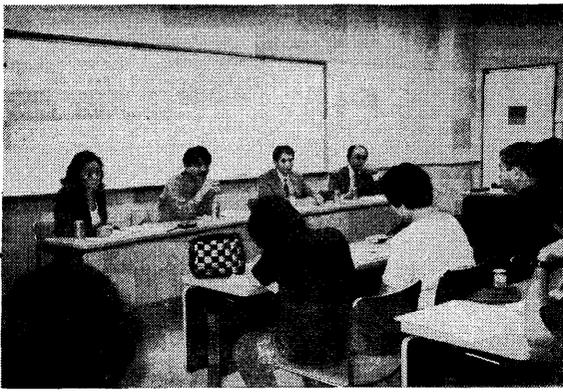
日本が子どもの権利条約を批准した一九九四年、川崎市は全国に先駆けて、全市の小中高生むけに、子どもむけ「条約パンフレット」を作成、配布し

た。翌一九九五年には、パンフレット改訂版の裏面に子どものための相談窓口の連絡先を明記し、さらに一九九六年にはその連絡先の部分をカードにすることで、子どもが携帯しやすく、相談窓口にもアクセスしやすい工夫をした。しかし、パンフレットをつくって啓発すると同時に、子どもの権利保障のしくみを実際につくっていくほうがより効果が大きいのではないかと、この考え方から川崎市では条例策定に乗り出したばかりである。

条例制定の背景にはもちろん子ども
の権利条約があるのだが、市議会など

では「国家間の約束事である条約をなぜ自治体レベルで考える必要があるのか」との疑問の声も少なくない。これに対し小宮山さんは、「国連を中心とする条約、特に人権に関するものが、その国に住んでいる市民と国との約束事であるとするならば、市町村レベルでは自治体が国にあたるのであろう。また総括所見で日本政府にだされた勧告の直接的な窓口は自治体ではないか」と指摘した。つまり子どもの権利に関して自治体もその責任を負う、という立場を明らかにして、条例の中身はこれから市民とともにつくっていくことになる。

関係部局幹事会の条例案策定の予想図としては、①条約を理念とし、かつ、川崎の現状に沿った具体的・実効性のある施策であること。これは現在各地



で行われている施策が条約批准前の規定をベースにしているので、子ども観の転換が必要となる。②各部局ごとに行われている既存の施策を総合化すること。幾つもの局にまたがって条例をつくっていくので、行政を横につなぐことにもなる。③子どもの参加権の保障をするものであること。④市民・子どもが参加する条例案づくりであること。などがあげられた。手順としては九月四日に学識経験者や市民からなる「川崎市子ども権利条例検討連絡会

子どもの権利擁護 システムの構築

平山 英夫さん

(東京都福祉局児童相談センター)

東京都児童福祉審議会は、我々の社会を人が互いに尊重しあえるあたたかい社会にしていくには、この社会を担っていく子どもの権利保障こそ、その第一歩に相応しいものといえるとの基本認識の下に、国連「子どもの権利委員会」でも勧告された急務の課題である「新たな子どもの権利保障のしくみづくり」について審議を重ねてきた。審議会は今年七月三十日に提言をだし

「議」が発足し、同十一日には「調査研究委員会」もスタートした。子どもの問題に関心がある市民が自主的に参加・運営していく「市民サロン」もまもなく公募され、継続的に議論を行っていく。その他にも市民七行政区、五十一中学校区で自主的につくられている地域教育会議、子ども会議、市民からの手紙やメールなど様々な方面から幅広く意見を求めていき、二〇〇〇年二月をめどに市長に条例案を提出、その後市議会に上程する予定である。

障にむけての都民の理解の促進が必要である。②新たに「都レベルの権利擁護システム」を確立し、その核となる第三者機関が必要である。③子どもの権利に関する条例(仮称)の制定が必要である。④「区市町村レベルの権利擁護システム」自覚と発見のシステム」を築き、「都レベルの権利擁護システム」と連携していくことが求められる、の四点である。東京都の児童相談所には一九九六年に、約四、八〇〇件もの児童虐待の相談が寄せられており、深刻な子どもの人権侵害は依然として存在する。そこで、特に児童相談所はその機能をより充実・活性化させる必要があるが、既存機関の拡充だけでは十分ではない。なぜなら、権利侵害が公立の施設において発生した場合、①行政は当事者の立場にたたされ、自ら問題解決を図ることは困難。②子どもも立場からしても、同じ公立の機関には訴えにくいものと推察される。③民間機関に救済を求め

ても、民間機関はなんらの権限も有しておらず、その影響力には限界があるので、一定の権限が付与され、公平性と独立性が確保された第三者機関が必要であり、これを中核として新たな権利擁護システムを構築すべきである。そこで、第一段階として第三者機関的役割を果たす、「子どもの権利擁護委員会」を設置・試行し、第二段階として条例および本格実施の内容の検討、最終段階として二〇〇〇年九月をめどに本格実施の準備を行う。このような試みは都道府県レベルでは全国初のもので実践と検証を重ねながら段階的に行っていく必要がある。

子どもの人権 オンブズパーソンを

吉永 省三さん

(川西市教育委員会)

一九九四年、全国的ないじめの顕在化は川西市でも深刻に受け止められ、子どもの人権という観点で電話相談が始まった。翌九五年一月には、教育委員会協議会においていじめ問題について協議されたが、対処療法が中心であった。そこである委員から、抜本的対策を求めている議論があり、そこにおいて子どもの人権を確立すべきであると

いう提案がなされ、それを受けて四月に「提言検討委員会」が発足し、十月に①学校に対する提言、②家庭・地域社会への提言、③教育委員会への提言の三つの提言がなされた。この教育委員会への六項目の提言の中でオンブズパーソン制度の導入が求められたが、学校現場の反発は大きかった。

九六年には市内の全小学六年生・中学三年生を対象に、いじめ問題等に関する子ども意識調査を行った。その中で、いじめが「生きていくのがつらい、苦痛である」とこたえた子どもは少なくとも市で百人を超えるという深刻な現状が浮き彫りになり、これらの現状を「社会的に解決する制度」として、オンブズパーソン設置を検討することが教育委員会に求められた。これを受けて、九七年五月に「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を発足させた。計七回の検討委員会を重ねる中で、この制度は条例によって設置することが妥当であるとの結論に達し、九月、教育委員会に提言した。

このオンブズパーソンは教育委員会の付属機関として設置されるが、独立性の高い第三者的機関として、①「子どもの代弁者」「子どもの擁護者」②「公的良心の喚起者」③「コーディネーター」、④「現実的な政策提言者」の四つの社会的役割を担うものとして位置付けられている。川西市ではこの「子どもの人権オンブズパーソン制度」を今年度中に成立させたいとしている。

(後半は、子どもの権利擁護システムの構築に對して、子どもの人権バツシングなどの無理解をどうクリアして

いくかなどの活発な質疑応答がなされ、参加者の関心の高さがうかがわれた。次回からは会場を早稲田大学文学

「子どもの人権」ネットワーク山梨発足

社会・学校臨床における水俣病としないために

岩崎 光二

(「子どもの人権」ネットワーク山梨事務局)

私にとって「子どもの人権」ネットワークは、三年前当時、学齢五年の次男が食べられない学校給食を無理やりに食べさせられ、できなければ殴られるという体罰を半年ちかく受け、それにより発熱・拒食などの身体症状が発現し、好むと好まざるにかかわらず学校に行かないことを子ども自身が選択したところからの歩き出しでした。それから関わり始めた不登校の親の会で試行錯誤しながらの三年が経過し、すべてではないにしても法的に禁止されている体罰を容認する保身至上主義の学校現場だけでなく、日本社会構造上仕方がないとはいえず、必要でありながらもその中心が親の癒しであることが多い会のあり方(子どもを理解しているようではあるが、発想の原点に常に学校が存在するため)そのものにも収束し得ないままに増え続けてゆくだらう発現の一因が在ると感じていたなかで、同じような疑問を抱いていた

方や子どもの人権に関心を寄せていた教師の方々が中心になり本年六月に結成されました。

何処もそうだと思われませんが、この地においてもその全ては原級復帰が目的であり治療を課してまでもがその対策の根源にあり、決して子どもの側に立った考え方がされているとは思えないのが現状であります。多くの大人たちの偏った価値観の絶対視により、その価値基準に照合し、形にあてはまる範囲でしか子どもたちを評価しない、その枠を超えることもできない理解のなかで、子どもたちの人権や権利が守られているのかと言われるととてもそうだとは言えないのです。「いじめからナイフ」まで子どもたちが関係する多くの発現はその判断基準を子ども側に据え、子ども側に立つて考え受け止めるべきであり、そういったことがクリアされなければ子どもたちが背負い

部キャンパスに移し、残り五回の学習講座が行われる。
安部芳絵 天野隆(早稲田大学学生)

込まされたトラウマは「行けた、解決した」からとしても消えることはないと思われれます。

この地を視るかぎりこれから先どんな難関・難問があるか予想はできませんが、「学校に行くことがすべてではない」との視点を見据えながら子どもの生活圏を起点に行動していきたいと思えます。また、障害を抱えるなかで「学校に行きたくても行けない子」や「学校に行かないことを選んだ子どもたち」の選択の意志には無関係に知らないところで進路決定されていく観点から眺めるとその「権利・選択権」はないに等しいのです。そう言った意味合いにおいてはどちらも全く同じなのですが、これからはその人権を擁護し、子どもにはすべての保証されるべき権利が在ることを含めた中での「学習権・自由権・社会権」を保証して行くための様々な活動や相談事の解決などと共に、子どもたちの抱えるトラウマを少しでもなくすことができればとスタッフ全員が思っております。私たち一人ひとりが個をこえた問題意識を持つて関わってゆく意識改革がなければなし得ず、この地においてかかわる大人たちにこれからそれができるかどうかだけなのだと思います。今、ネットは多くの方々のご協力とお力を必要としております。

子どもたちはどこへ

どうして 学校に来ないのか

木島 美香
(中学校教師)

「昔は、学校へ行かないなんてとんでもないっていう感覚があった。でも今は、だいぶ変わってきた」ある同僚の言葉である。私自身、現代の不登校の全てが悪いことだという意識はない。しかし、教員としては、考えない訳にはいかない。

不登校の子どもたちは、どうして学校に来ないのだろうか。こんな問いかけを自分自身にしてみた。「学校が嫌い、勉強が嫌い、友人関係がうまくいかない、つまらない」など学校に原因があるのか。家庭で何かあったのか。または、現代の社会現象の一つなのか。様々な理由が思い浮かんでくるが、はつきりとした答えを出すことはできそうもない。

先日、学校を休みがちなある生徒が、こんなことを言っていた。

「先生、昨日二時間しか眠ってないんですよ。学校やめちゃえば。仕事より睡眠時間の方が大切だよ」

そして、その後、

「あたしは、学校では勉強しないけど、家では、やってるんだよ。学校はだめ。家で一人の方が集中できるもん」。

そうやって英単語がたくさん練習し

てあるノートを見せてくれた。この子にとって、学校とは何なのだろう。

教員の一人として、やはり子どもたちには学校に来てほしい。「学校だけが全てではない。学校では学べないことが、世の中にはたくさんある」これは、確かに事実だと思う。しかし、「学校でしか学べないこともたくさんある」これもまた事実である。同じ年代の子どもたちが、同じ場所で生活する。しかも自分と気が合う、合わないにもかかわらず一緒に一日の大半を過ごす。その中で考え、楽しいことだけでなく、辛いことも経験し、成長していく。これは、大人になり、社会で生きていくためには、必要なことではないだろうか。

「不登校」を考える時、子どもたちが、どうして学校に来ないのか、ということだけでなく、どうして学校に行くのか、についても考えなくてはならないと思う。現在、学校に登校している子どもたちの意識を知るともまた、とても大切なことではないだろうか。

安心して過ごせる

「居場所」を

西野 博之

(フリースペース・たまりば)

不登校の児童・生徒が一〇万人を突破したと聞いても、正直、何の驚きもない。堰を切って流れだした川の流れるは、ちよつとやそつとじゃ止まるはず

もない。学校の中身も器もシステムも教師の意識も変わらなず、離れていく一〇万人を呼び戻そうとしても無駄なことなのだ。教師も親も学校に行けない(行かない)で苦しんでいる子どもたちの痛みや絶望をちゃんと耳をすまして聞こう、心を開いて感じようとしなにかぎり、流れはさらに加速し、その裾野を広げることだろう。

今年には年明け早々からナイフを使った少年事件が相次いだ。栃木県黒磯北中の女性教師刺殺事件、埼玉県東松山市では中一の少年が同級生によって刺殺された。どちらも学校の中で起きた事件だ。この他にも、広島の小六男子刺殺、江東区では中三少年が警官を襲うという事件もあった。川崎市内でもこの夏、二人の少年がやはり十代の少年に殺された。その一方で警察白書によれば、一年間に四九六人の子どもたちが自らの命を断つている(一九九六年)。

長年子どもたちと関わっていると、随分と自信を削ぎ落とされてしまっていることに気づかされる。自分は何をやってもダメなんだ。コンプレックスをためこむ一方で、プライドだけは傷つけられまいと必死でもがき苦しんでいる。希薄な「自」存在。学校で、家庭の中で「ありのままの自分でもいいんだ」というメッセージをキャッチできない。「どうせ自分なんか」言葉にならないいらだち、深い悲しみのエネルギーは、他者へそして自分へと向かう。今学校や家庭に求められているの

は、しっかりと自分を肯定できる、自分を信頼し、自己を尊重できる土壌を耕すこと。安心して過ごせる「居場所」を整備すること。それには言いたいことが言える、そして言ったことよって存在を脅かされたり、否定されたりしない関係をつくりあげること。学校はみんな一齐に同じスピードで同じ内容を学習し、同じ食事を短時間で食べるスタイルから、生徒自らの意志で選択し決定できる幅を広げること。

義務教育という言葉もそろそろいらない気がする。親も地方自治体も学校に行かせるという意識がここまで徹底されているんだから。むしろ学校に行

なるようになる

松本 悟

(たまりば・18歳)

どうも善良になろうという意識が強い。不登校のすえ社会のシステムに軟着陸、こういうのがなんとなく美意識に反していたのか、高校を抜けてきたが、今はそれら意識が自分の心の邪魔をしている。

そういった自覚がありながら、結局なにもしてはいない、そんな一見八方ふさがりの状況に、ただいまあります。なんとなく体制というのはいさくさい。いや、体制といわずに、身のま

けないで苦しんでいる子どもたちが、校門をタツチするだけでもいいから出てこいなどという精神的・肉体的暴力を受けないですむような「学校を休む権利・行かない権利」の保障が必要な時期にきているのではなからうか。親が責任をもつて我が子の教育を担おうとするとき、学校外での学びや育ちに対して、学習権の保障が本気で検討される時期にきているのだと思う。その子の現在の在り様を無視して、何も変わっていない学校に「戻すことが前提」などと言っているようでは、川の流ればさらに水かさを増し、少年たちの悲しい事件も増え続けるであろう。

わりにあるあらゆるシステムと言え物、というべきか。どれもこれも、あるときは理詰めで、またあるときはアメとムチで、こちらを納得させるものであるところが、だ。不満だらけのようにも見えるが今はまあ何かに責任があるということもないので問題ないし、いずれはどこかに納得すくで帰属することになると思われるので心配はいらない。どうにかなっていくだろう。

前から学校のうさんくさい所には気がづいていたが、それがまわりのいたるところにあるというのはなんとなくわかった。ただ、自分の流動性が最近きつちり心身にかえってくるのが少々大変なところか。まあさつきもいったように、どうにでもなることなんだろうからいいけど、同じような状況にある

人も多いのではなからうか、と思う。今の状況に真摯に対応しようとしても、やっぱりどうにかなっていくのだから、とも思うけど。

まあどんなに躍起になったところで、この世のすべてのものに責任をとれるわけじゃないから、ぐらいの心境にようやくなってきただろうか。だからこれからどうにでも、なるようになる、というのが本日の結論。明日にはかわっているかもしれないが、だとしてもこれをお読みのあなたに責任をとる必要もない、ということになっていくわけ。このモノローグが、これからどんなふうになっていくかは知らないけれど。

自分にあつた

スペースで

桑原 健一

(たまりば・15歳)

私は「不登校」をしている人」にあたるらしい。自分はまるで意識していないと言え、それは違うだろうが、「だったら、それが何？」という程度の感覚しかない(ただ今後の就職方面に関する危機的意識の無さという受けとめ方も出来るが...)。なので、これを言っちゃ話にならないが、(不登校が十万人を越えた)という事に関して特にこれといった反応、感情はない。

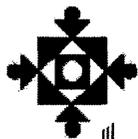
ただ、報道を聞いて思った事は「不登校」が学校を病氣、家庭の事情以外

で三〇日以上欠席した生徒の事を指すらしいが、それはつまり年間二〇〇日以上もあんな場所に行っていないければ、(学校に行っていない生徒)と言われてしまう事である。まるで行っていないので関係はないが、私なら三〇日も行ったら、「よく我慢できたもんだ」と思うだろう。

とにかく疲れる所だ。行ってなくても毎日疲れてはいるが、あそこはもう我慢をせざるをえない環境だと思ふ。それは学校という漠然とした名義に捉われているからかもしれないが、無理を課せられ、とことん強制的な勉強をさせられる。ただ私はそういう場所という意識しなく、とても行く気にはならない実態は違っているのかもしれない。

これだけ登校だの不登校だの考えると頭が狂いそうになる。私は学校のシステムが嫌い、学校には行きたくないの自分にあつたスペースで生活して、学校のシステムにあつて人が今の学校に行けばよく、学校には自分にあつていないと思いつつ、無理をしてまで学校に行く必要はこれっぽっちもないので、無理だと思ふ人は別に「不登校」とか考えず、好きなだけ休憩すればいい。棄権したければ、学校のシステムから棄権すればいい。別にそれは脱線でも非行でも敗北でも何でもないのだから。

つまり別に今後不登校が増えようが減ろうが例え一千万人だって十人だって、私は学校に今現在、行くとはノミほどにも思わない。



教育改革の動向と子どもの権利

滝田 衛(横須賀市・「スペースゆうゆう」教師)

不登校の子ども達と高校中退者がそれぞれ一〇万人を越え(実数はその四倍とも五倍とも言われていますが)、子ども達こそが教育改革の原動力であることを改めて実感します。しかし、中央集権的な教育制度は、常に一〇〇%を目指してきました。不登校の子ども達がいとも義務教育就学率一〇〇%等。これは大人達の教育観となり、「学校へ行くのは子どもの義務」と、学校や教育が子ども達の「支配者」として君臨しているかのようです。しかし、憲法では、教育を受ける権利は子ども達に教育権の主体は子どもと唱っています。さて、子ども達に一番近い文部省が

学校をリードするこの国は、子どもや学校の実体を反映するのではなく、国家や企業の要請を優先してきました。文部省の方針(教育課程)は学校に混乱を、子ども達には歪みを招いてきました。その結果、学校は子ども管理を中心に、膨大な知識を子ども達に要求する場所となつてしまいました。しかし近年、これまでの反省もなく、文部省は「個性尊重・ゆとり」「不登校の子どもの認定」「高校・大学の入試制度の改革」等々で、「教育改革の旗手」的存在を国民に強調しています。今時の教育課程審議会や中央教育審議会の答申にも、「個性の尊重・開かれた学

校」と「学校改革」を促す内容が示されました。教課審では「生きる力・時間数の削減・総合的学習」「教育課程の弾力的運用」等、中教審では「教育の地方分権化(学区の編成・学校評議会・学校長の権限強化)」「入試制度の改革(学力・内申偏重の改善)・中高一貫教育」等。これで、子ども達が解放されて教育の主権者として登場できるのかと言え、否です。第一に、答申に子ども達が参画していない点です。大人の論理での、「良かれと思う」指針なのです。各委員がそれなり知識人で、子どもを代弁できる人であるとの観点との解釈でしょうが、既に子

どもの代弁者の時代は終わったのです。子どもからも消費税を取り、納税の義務を強いているのですから、子どもを参画させてこそ、教育の主権者の声が反映すると言つて過言です。第二に、学校運営に子どもの参画の観点が無い点です。子どもの生活を教育という範疇で管理するのではなく、子どもの時間・場所は子どもに任せることが、個性の尊重と開かれた学校づくりに何よりなのです。児童会や生徒会が教師の手を放れ、「学校評議会」に参画してこそ、教育の主権者として登場できるのです。

子どもの権利条約の目線に立つ

中教審答申を読んで

戸田 真理子(千葉・母親)



「子どもの参画」 を考える 討論会に 参加して

内田 塔子

(早稲田大学大学院生)

さる八月三日、東京・国立オリンピック記念青少年総合センターにて、国際青少年育成財団主催の討論会「二一世紀における教育の新たなパラダイム『子どもの参画』を考える」が行われた。講師は、「子どもの参画」研究の第一人者といわれるロジャー・ハート氏（ニューヨーク市立大学教授、子どもの遊び場研究に従事している木下勇氏（千葉大学助教授）、フレネ教育推進に携わる木幡寛氏（自由の森学園高等学校校長）、「子ども基準（自由の森学園高等学校校長）、「子ども基準（自由の森学園高等学校校長）」を基軸とした商品を開発・販売している藤村靖之氏（カンキョー社長）、日本における環境教育普及のシステム作り、人材開発を行う森良氏（環境教育情報センター事務局長）。コラボレーション・トークでは当日参加者を交えた討論が展開された。今回の討論会では、子ども参画実現のためには何が必要か、が中心的議論となった。学校教育における子どもの参画を実現するための条件として、討論では三点が挙げられ

第一六期中央教育審議会は、三月二七日に「今後における地方教育行政の在り方」について、また三月三二日には「幼児期からの心の教育の在り方」について、それぞれ中間報告をまとめ、九月二二日には答申を出しました。今、学校教育をめぐる、いじめ・不登校・高校中退・学級崩壊・中学生殺傷事件等、学校教育そのものが、危機的状況に追い込まれています。私は、三人の子の親として、とうとう無関心ではられない現況となりました。「中間報告」では、しつけの重要性

とともに、テレビの「Vチップ」導入・学校への警官の「訪問」を認めるものでした。これは二月二八日に黒磯市でおきた中学生による教員のナイフ刺殺事件以後、強化されているとのこと。このようなことは、単なる「対処療法」にすぎず、真の解決にはなりません。今年、教育委員会が発足してから五〇年という節目の年にあたり、しかし、これまでに今回のように地方行政全般についての本格的な論議は初めてなのだそうです。それはどうしてでしょうか。「学校嫌い」という子が、

一五万五千人にも達したそうですが、これは、今の子どもたちに、学校が合わなくなった」という事実にはかならないと思うのです。この事実に向き直して、動かざるを得なくなった、というのが本音だと思います。しかし「中間報告」の（第一章、今後の地方教育行政の在り方）の（3）学校の自主性・自律性の中に「②学校が地域の教育機関として、地域住民や保護者の信頼を確保し……」とありますが、ここにも、子どもの存在が見えないのです。「中間報告」全般にわたり、子どもの権利の視点

が欠けていると言わざるを得ません。「子どもの権利条約」を踏まえ、子ども自ら、人として権利の自覚、認識をもち、他者の権利も大切にできるよう、地域や学校そして家庭でこの条約を実践するべく、広報普及・子どもたちのための施設を充実させることだと思っております。この文章を書くにあたり、何度も読み返した「中間報告」などのおかげで、子どものことは、子どもの目線に立つて変えようとしなければ現実には即した答えは見えてこない」ということを学んだ気がします。

た。第一に、学校が小規模であること。第二に、子ども自らが作った法規範（生徒憲章）があること。そして第三に、学校内で生徒の参画を促進させる際、クラス内の一握りの決まった生徒が先頭に立つ学級委員会方式ではなく、プロジェクト・行事ごとに実行委員会を設け、それぞれの委員会で生徒全員が何らかの役割を担う方式によることである。この点に関して、ハート氏はコロンビアの、あるコーヒー生産地にある新しい学校で進められている生徒参画の実例を紹介しながら、実行委員会方式が、生徒の参画、ひいては近い将来の主権者たる市民の社会参画に必要な、社会適応能力の訓練や民主的市民の形成にきわめて有効であることを述べた。

参画をテーマにした討論会にしては、当日参加者が討論に参加しにくい進行であったことが残念であったが、参加者の真剣に聞く姿勢から関心の高さが伺える討論会であった。

大阪府内自治体

子どもの権利調査

田中 文子

(子ども情報研究センター事務局長)

自治体調査の実施

子ども情報センターは、子どもの人権に関わる団体、個人のネットワークを目的のひとつとする民間非営利団体。わたしたちが活動の拠点を置く大阪において「子どもの権利条約」批准後の新たな子ども政策の動向を知りたいと考え、大阪府および府内四自治体を対象に「子どもの権利条約に関するアンケート」調査を行った。

調査実施時期／一九九八年三月。調査方法／多くの自治体の場合「子どもの権利条約」担当窓口がないので、人権保育担当課に調査票を郵送し、関連部局に回覧して記入し返送してもらった。調査項目／①「子どもの権利条約」の広報 ②「子ども基本計画」や「子どもの権利条例」等の策定 ③子ども参画型の企画 ④子どもオンブズパーソン制度の設置、等の課題に関する一九項目。

調査結果より

詳しい調査結果については、子ども情報研究センター機関誌「はらっぱ一七四号」(明石書店刊)を参照にしていたのだが、「子どもの権利条約」批准四年の現在、全体としては、まだまだこれからというところで、市民団体の取り組みの大切さを感じている。

(1) 「子どもの権利条約」知っていますか

「子どもの権利条約」の中にも行政の広報義務が記されているが、広報紙に一度も取り上げていない自治体が二自治体(四七%)。子ども向けについては、リーフレット等を作成したのが、一自治体(二七%)という結果。調査協力依頼の際、対応した職員が「子どもの権利条約」を知らなかった自治体も少なからずあった。職員向けの研修の実施や、様々な媒体を活用しての広報とともに、当事者である子どもたちに、学校や家庭、地域の毎日の生活場面で、どのように役に立つのかという具体的情報として提供していく責任を強く訴えていきたい。

(2) 子どもだって市民という視点

「子どもの権利条例」や子どもオンブズパーソン等の制度の検討についてはまだ始まっていない。子ども議会の開催については、検討中も含めて二四自治体(五三%)が実施している。しかしながら、多くは要望伝達場に留まっている。本当に、子どもが市民のひとりとして社会に参加していくシステムを根付かせていくためには検討しなければならぬ課題は多い。

しかし、「子ども総合計画」策定の基本理念に「子どもの権利条約」を据え、子ども自身の意識調査を実施した豊中市、総合的窓口として子ども課を設置し、子ども議会の継続実施を検討している枚方市、幼児・小学校低学年用と小学校高学年用・中学生用のリーフレットを作成した池田市等の積極的な取り組みがあることもわかった。今後も、各自治体の子ども政策の動きを知るとともに、行政との意見交換の機会を積極的につくっていきたいと考えている。

*ホームページ開設のお知らせ

ネットワークの活動の柱である情報収集・発信を進展すべく、ホームページをあらためて開設しました。できるところから少しずつ充実させていく予定ですので、情報やご意見をお寄せくださるとともに、ご協力をよろしく願います。

URL <http://www.ne.jp/asahirc/network>

初の子どもの権利総合誌 創刊号好評発売

『季刊 子どもの権利条約』(エイデル研究所)

定期購読受付中

子どもの権利条約ネットワークが編集協力している「季刊 子どもの権利条約」がいよいよエイデル研究所より創刊され、好評を博しています。創刊号の特集は「子どもとおとなのパートナーシップ」で、ほかにも子どもの権利および子どもの権利条約に関する情報・取り組み、さらには意見などを掲載しています。

一号の特集は「子どもの居場所と学びを求めて」です。現在、毎回確実に入手できる定期購読を受付中です。定価は一六〇〇円(年間・六四〇〇円)です。

「子どもの権利条約」No.40
1998年10月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105-0022 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月・金曜日/午後1時~午後6時)

★発行人 喜多明人

★編集人 荒牧重人

★年会費、4,000円

学 生 2,000円

18歳未満 1,000円

定期購読 5,000円

※郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント